

## 甲府市農業委員会 2月定例総会議事録

1. 日 時 令和5年2月28日（火曜日）午後2時00分から午後2時40分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（17名）

会長・西名 武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 渡邊 初男      3 番 菊島 建      4 番 池田 哲郎   5 番 落合 洋子  
6 番 關野 登      8 番 後藤 良仁      9 番 土屋 三千雄   10 番 越石 和昭  
11 番 小澤 博   12 番 山村 忠弘   13 番 雨宮 洋文   14 番 末木 瑞夫  
15 番 矢崎 正勝   16 番 塚田 泰英

4. 欠席委員（2名）

【農業委員】

2 番 小松 芳彦  
7 番 田中 由美

4. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 中村 勝  
農地係 係 長 清野 隆彦  
主 任 田中 道仁  
振興係 係 長 牧野 公治

5. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 令和5年3月告示分農用地利用集積計画の承認について

報告案件

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）  
報告第3号 農用地利用集積計画の解約について

午後 2 時 00 分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和 5 年 2 月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数 19 名中 17 名のご出席をいただき、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会 2 月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

最初に、2 月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番によると、13 番の雨宮洋文委員と、14 番の末木 瑞夫委員のお 2 人をお願いいたします。今月も、引き続き新型コロナウイルス予防対策のため、時間短縮に努めて参ります。先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はない

との報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（清野係長）

今月の第 3 条許可申請は、有償移転が 2 件ございまして、いずれも第 3 条の資格要件を全て満たしております。

議案書 1 ページの 1 番、地図は 1 ページの 3 条 NO.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の北面、西面は農地、東面は宅地、南面は甲府市道となっております。

譲受け人は、申請地の〇〇側の農地で耕作しており、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。

譲受け人の現在の経営面積は、〇〇㎡ですが、取得後は、〇〇㎡となり、申請地には、〇〇を行う計画であります。

続きまして、議案書 2 番、地図は、2 ページの 3 条 NO.2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、西面、南面は農地、北面は甲府市道となっております。

譲受け人は、本市と隣接する〇〇に居住しておりますが、〇〇で 1 月から農地を借り営農し、今回、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。

譲受け人の現在の経営面積は、〇〇㎡です。

取得後は、〇〇㎡となり、申請地には〇〇を行う計画であります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

〈 質問・意見なし 〉

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

〈 全員挙手 〉

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 1 号については、決定し、許可書の交付をしまいたします。

つぎに、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（清野係長）

今月の 4 条許可申請は 1 件ございます。

議案書 2 ページの 1 番、地図は 3 ページの 4 条 NO.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、南面は農道、西面、北面は農地となっております。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

申請者は、申請地の〇〇側の農地の所有者であり、その農地を今回、農地法第 5 条により譲渡し、譲受け人が〇〇する予定ですが、接道する道路幅員が狭いため、

申請地を道路用地として〇〇するものであります。  
以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。議案第 2 号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 2 号については、決定し、許可書を交付して参ります。

つぎに、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（清野係長）

今月の 5 条許可申請は、所有権移転が 8 件、賃貸借が 5 件、使用貸借が 1 件、合計 14 件ございます。

議案書 3 ページの 1 番、地図は 4 ページの 5 条 NO. 1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は農地、北面、南面は宅地、西面は山梨県道となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲受け人は、申請地の〇〇に居住しており、申請地を取得し、〇〇するとのことですが、平成〇〇年から長年に渡り、農地転用許可の手続きを〇〇してきたことから、今回、〇〇による申請となります。

続きまして、議案書 2 番、地図は 5 ページの 5 条 NO. 2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受け人、譲渡し人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、西面は宅地、北面は宅地及び山梨県道、南面は農地となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受け人は、現在の〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。転用後は、〇〇する予定です。

続きまして、議案書3番、地図は6ページの5条NO.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受け人、譲渡し人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は宅地、西面、北面は国道、南面は農道及び水路となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受け人は、現在の〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。転用後は、〇〇する予定です。

続きまして、議案書4ページの4番、地図は7ページの5条NO.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受け人、譲渡し人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は農道、西面は宅地及び農地、南面は農地となっており、農地区分は、第3種農地と判断しました。

譲受け人は、現在の〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。転用後は、〇〇する予定です。

続きまして、議案書5番、地図は8ページの5条NO.5をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受け人、譲渡し人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、南面は農道、西面、北面は農地となっており、農地区分は、第3種農地と判断しました。

譲受け人は、現在の〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。転用後は、〇〇する予定です。

続きまして、議案書6番、地図は9ページの5条NO.6をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面、北面は宅地及び共同住宅、西面は甲府市道、南面は農道となっており、農地区分は、第3種農地と判断しました。

借り人は、貸し人の〇〇ではありますが、現在の〇〇なため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。

転用後は、〇〇する予定です。

続きまして、議案書5ページの7番、8番、9番、6ページの10番は、関連案件になります。地図は、10ページの5条NO.7、NO.8、NO.9、NO.10をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は宅地、北面は道路、西面は宅地及び甲府市道、南面は農地となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

借り人は、〇〇で〇〇しており、〇〇での〇〇に伴い、〇〇し、新たな〇〇を探していたところ、申請地が、立地条件及び、利便性に適していることから、賃借し、〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書11番、地図は11ページの5条NO.11をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面はこども園、西面、北面は農地、南面は宅地及び雑種地となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受け人は、申請地の〇〇側〇〇で〇〇していますが、現在の〇〇が〇〇しており、また、〇〇するため、申請地を取得し、新たな〇〇を〇〇する予定です。

続きまして、議案書7ページの12番、地図は12ページの5条NO.12をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受け人、譲渡し人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の北面、東面、南面は宅地、西面は道路と宅地、となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受け人は、現在の〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。転用後は、〇〇する予定です。

続きまして、議案書13番、地図は13ページの5条NO.13をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受け人、譲渡し人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は甲府市道、西面、南面は農地、北面は宅地となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受け人は、〇〇で〇〇しておりますが、現在、〇〇が無いので、〇〇用地を探していたところ、申請地が、立地条件及び、利便性に適していることから、取得し、〇〇に転用したいとのことです。

続きまして、議案書14番、地図は14ページの5条NO.14をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、借り人、貸し人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は事業所、西面は甲府市道及び農地、南面は宅地、北面は農道となっており、農地区分は、第3種農地と判断しました。

借り人は、〇〇を主な事業として、〇〇しており、〇〇において、〇〇を探していたところ、申請地が、立地条件及び、利便性に適していることから、賃借し、〇〇したいとのことです。〇〇には、〇〇とのことです。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。議案第 3 号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 3 号については、決定します。

この議案のうち、1000 ㎡以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件は 1000 ㎡未満ですので許可書を交付して参ります。

つぎに、報告第 1 号から第 2 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（清野係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

9 ページから 11 ページまでは、1 月 17 日から 2 月 9 日までに受理しました、相続等の届出や、市街化区域における農地法 5 条の届出について掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 2 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第 4 号令和 5 年 3 月告示分 農用地利用集積計画についてと、関連がありますので、報告第 3 号農用地利用集積計画の解約については一括して審議いたします。

それでは議案第 4 号及び報告第 3 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第 4 号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、所有権移転 3 件、新規設定 13 件、再設定 22 件、計 38 件の申し出がありました。

議案書 12 ページの表は、所有権移転です。

二川、山城、中道南地区からの申し出がありまして、合計面積は 2,021 m<sup>2</sup>です。

議案書 14 ページの表は、新規設定です。

千代田・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 16,909 m<sup>2</sup>です。

中段の表は、令和 4 年度の目標面積 113,400 m<sup>2</sup>に対し、設定面積は 162,346 m<sup>2</sup>、達成率は 143%です。

続いて 15 ページの表は、再設定です。

相川・千代田・里垣・甲運・二川・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 25,438.54 m<sup>2</sup>です。

中段の表、令和 4 年度の目標面積 280,700 m<sup>2</sup>に対し、設定面積は 184,610 m<sup>2</sup>、達成率は 66%です。

16 ページ 1 番から 20 ページ 13 番は新規設定です。

21 ページ 14 番から 16 番は再設定です。

22 ページ 17 番から 28 ページ 35 番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転の案件を読み上げさせていただきます。

まず所有権移転の案件を説明します。

13 ページ 1 番をご覧ください。

譲渡人、譲受人、所在、地目、面積、利用目的については、記載のとおりです。

譲受人は、〇〇在住の〇〇歳で年間に 165 日間、農業に従事しております。〇〇で〇〇m<sup>2</sup>を耕作していますが、〇〇として〇〇予定です。

今回取得する農地は、譲受人の所有する農地が道路用地として山梨県に売却されるため、代替として農地を取得するものです。土地の購入に係る費用負担は山梨県となります。利用目的は、〇〇です。

農林水産省より、「公共事業により買収された農地等の代替として同等の面積の農地等の権利取得をすることについては、農地法第 3 条の下限面積を満たさない場合であっても取得可能となるよう、農用地利用集積計画を作成、公告ができる」旨の通知がありました。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を作成し所有権移転を行う場合においては、〇〇に認定農業者の要件を設定し運用しております。譲受人は認定農業者ではありませんが、農林水産省からの通知の趣旨を踏まえ、今回の案件は公共事業により買収された農地の代替として同等の面積の農地の権利取得をすることであり、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しておりますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による買手の要件を満たすと判断されます。

続いて 13 ページ 2 番をご覧ください。

譲受人は、〇〇在住の〇〇歳で年間に 300 日間、農業に従事しており、〇〇で〇〇

m<sup>2</sup>を耕作しています。〇〇を図る目的で、利用目的は〇〇です。

譲受人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

続いて 13 ページ 3 番をご覧ください。

譲受人は、農地所有適格法人で農産物の生産のほか、〇〇などを行っております。経営農地は〇〇m<sup>2</sup>を有し、主に〇〇しております。今後、〇〇を図る目的で、当該農地には〇〇し、一部を〇〇として利用する予定です。

譲受人は、認定農業者の認定を受けており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 29 ページから 30 ページをご覧ください。

今月は 3 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。

#### ○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。

それでは、所有権移転の 1 番の案件について、大里・国母地区の菊島委員から補足説明をお願いします。

#### ○大里・国母地区（菊島委員）

この件は、アイメッセの〇〇側の道路ですが、これが振替になりまして、現在の道路より〇〇側に移ります。その関係で地権者が自分の〇〇にかかりまして、その代替え予定地を探していたところ、それに見合った〇〇がありまして、そこを代替えでもらうことで折り合いが付き本人も〇〇しております。

#### ○議長（西名会長）

ありがとうございました。

つぎに、所有権移転の 2 番の案件について、山城地区の關野委員から補足説明をお願いします。

#### ○山城地区（關野委員）

事務局の説明の通りですが、申請地については農業センターの〇〇側にあります。この方の〇〇の方が後継者として頑張っています。〇〇も〇〇も〇〇しており、地域

の模範となる営農を実践している方でございます。よろしく申し上げます。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

つぎに、所有権移転の3番の案件について、滝川地区の渡邊委員から補足説明をお願いいたします。

○滝川地区（渡邊委員）

事務局の説明のとおりでございますが、この土地は精進湖線に面しておりまして、譲受人が長い間借りて〇〇してきましたが、今回は思い切ってこの土地を取得しまして、このシーズンから〇〇していこうということで、農地の取得にいたしました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第4号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案4号の案件について決定して参ります。

また、報告第3号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

《 特に無し 》

皆様のご協力で短時間で終わることができましたことに感謝いたします。

【5. 総会閉会の宣言】

以上をもちまして、2月定例総会を終了いたします。

お疲れ様でした。

午後2時40分 閉会